

罹災証明書・被災届出証明書のご案内

まずはこちらで、どちらの証明書が必要かご確認ください。



災害で被害を受けましたか？

はい

いいえ

原因は何ですか？

この案内の対象ではありません。



自然災害

(地震・暴風・豪雨など)

次の質問にお進みください。



火災

火災による罹災証明書は、
消防署（佐賀広域消防局）が発行します。
お問い合わせは消防署へお願いします。



被害を受けたのは？



住家

(自分が生活している建物)



住家以外

(建物・工作物・車・倉庫・看板など)



罹災証明書

対象：住家

状況に応じて現地調査を行い、
被害の程度を判定します。



被災届出証明書

対象：住家以外の建物・工作物・車・倉庫・看板など

原則、現地調査は行いません。

※発行には1～2週間ほどかかる場合がございます。



住家であっても、
調査前に証明が必要な場合は、
被災届出証明書を発行することがあります。

保険請求や各種手続きなどで
お急ぎの場合は、
まずはご相談ください。



① 申請書のダウンロード
HP「罹災証明書・被災届出証明書
の発行のご案内」ページ内の
「添付ファイル」を
ご覧ください。



② 申請方法
具体的な申請方法は
「資料2」を
ご覧ください。



③ 被災後の手続き・支援制度
証明書取得以外の手続きや
支援制度については
「資料3」をご覧ください。



お問い合わせ

0952-40-7249

佐賀市役所 保健福祉部 福祉総務課

【受付窓口】

【受付時間】

佐賀市役所 本庁1階 8番窓口

平日 8時30分～17時00分